鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年１２月２３日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第２５号

鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１条　鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年鳥取市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第１号中「連帯保証人」の次に「(連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の６月分に相当する額とする。)」を加える。

第１３条第２項第１号及び同条４項中「第１１条第１項各号」を「第１２条第１項各号」に改める。

第２０条第１項中「費用（畳の表替え、障子紙の張替え、ふすま紙の張替え、給水栓の取替え等の軽微な修繕を除く。）は」を「費用は、次条の規定により入居者の負担とするもののほか」に改める。

第２１条第１項第４号を次のように改める。

⑷　障子、ふすま及び網戸の張替え並びに畳及び建具の修繕に要する費用（退居時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしているふすまの張替え及び畳の裏返しに要する費用を含む。）

第３８条及び第３９条中「第１１条」を「第１２条」に改める。

（鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成６年鳥取市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第１号中「連帯保証人」の次に「(連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の６月分に相当する額とする。)」を加える。

第２１条第１項中「畳の表替え、障子紙の張替え、ふすま紙の張替え、給水栓の取替え等の軽微な修繕」を「次条の規定により入居者の負担とするもの」に改める。

第２２条第４号を次のように改める。

⑷　障子、ふすま及び網戸の張替え並びに畳及び建具の修繕に要する費用（退居時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしているふすまの張替え及び畳の裏返しに要する費用を含む。）

（鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第３条　鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１６８号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項第１号中「連帯保証人」の次に「(連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の６月分に相当する額とする。)」を加える。

第１６条第１項中「畳の表替え、障子紙の張替え、ふすま紙の張替え、給水栓の取替え等の軽微な修繕」を「次条の規定により入居者の負担とするもの」に改める。

第１７条第４号を次のように改める。

⑷　障子、ふすま及び網戸の張替え並びに畳及び建具の修繕に要する費用（退居時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしているふすまの張替え及び畳の裏返しに要する費用を含む。）

（鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第４条　鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１６９号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項第１号中「連帯保証人」の次に「(連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の６月分に相当する額とする。)」を加える。

第１７条第１項中「畳の表替え、障子紙の張替え、ふすま紙の張替え、給水栓の取替え等の軽微な修繕」を「次条の規定により入居者の負担とするもの」に改める。

第１８条第４号を次のように改める。

⑷　障子、ふすま及び網戸の張替え並びに畳及び建具の修繕に要する費用（退居時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしているふすまの張替え及び畳の裏返しに要する費用を含む。）

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第１条中第１３条第２項第１号及び同条第４項、第３８条並びに第３９条の改正規定は、公布の日から施行する。